

令和5年3月16日

令和5年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年3月3日 開会

令和5年3月16日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年3月16日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	新島 和貴君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第4号]

令和5年3月16日(木)

午前10時00分 開議

会 期 令和5年3月3日～3月16日(14日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	議会運営委員会委員長報告	—
3	議案第18号	令和5年度奥多摩町一般会計予算	原案可決
4	議案第19号	令和5年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	原案可決
5	議案第20号	令和5年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	原案可決
6	議案第21号	令和5年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案可決
7	議案第22号	令和5年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
8	議案第23号	令和5年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案可決
9	議案第24号	令和5年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	原案可決
10	議案第25号	令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案可決
11	議案第26号	奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会条例	原案可決
12	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
13	—	議員派遣について	決定
14	—	町長あいさつ	—

(午前10時33分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、去る 3 月 14 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔議会運営委員長 原島 幸次君 登壇〕

○議会運営委員長（原島 幸次君） 議会運営委員会の報告をいたします。

令和 5 年第 1 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、去る 3 月 14 日、本会議終了後に議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

町長提出議案 1 件を上程することに決定しました。この議案の取扱いについて申し上げます。配布してございます提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 26 号につきましては、単独上程の上、即決と決定しております。

以上が議案の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

これより議案審議に入ります。

日程第 3 議案第 18 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 4 議案第 19 号 令和 5 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 5 議案第 20 号 令和 5 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 6 議案第 21 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 7 議案第 22 号 令和 5 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 8 議案第 23 号 令和 5 年度奥多摩町介護保険特別会計

予算、日程第 9 議案第 24 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 10 議案第 25 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して議題とします。

本件については、去る 3 月 7 日、予算特別委員会に審査が付託され、3 月 14 日に審査が終了しております。本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について予算特別委員会委員長、伊藤英人議員から報告願います。
伊藤英人議員。

〔1 番 伊藤 英人君 登壇〕

○1 番（伊藤 英人君） 予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

当委員会は、去る 3 月 7 日に審査を付託された議案第 18 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計予算、議案第 19 号 令和 5 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、議案第 20 号 令和 5 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、議案第 21 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、議案第 22 号 令和 5 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 23 号 令和 5 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、議案第 24 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、議案第 25 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件の議案について 3 月 10 日と 14 日の 2 日間で審査を行いました。

2 日間とも全委員が出席し、議長もオブザーバーとして出席されておりましたので、審査経過については省略し、結果のみ報告させていただきます。

議案第 18 号から議案第 25 号までの全 8 会計の予算については、3 月 14 日にそれぞれ採決を行った結果、いずれも委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会の議案審査報告を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。只今上程の議案第 18 号から議案第 25 号までの各会計予算についての質疑は、この際、省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号から議案第 25 号までの質疑は省略することに決定しました。

お諮りします。只今上程の議案第 18 号から議案第 25 号については、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第18号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第19号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第20号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第21号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第22号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第23号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第24号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第25号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第 25 号については、原案のとおり可決されました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第 11 議案第 26 号 奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） タブレットの議案第 26 号をご覧ください。議案第 26 号 奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正に伴い、奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、規定を整備する必要があるためでございます。

制定内容が細かく分かりづらいことから、内容を要約しました資料を別紙として配布させていただきました議案第 26 号の提出議案（条例）の概要資料でご説明させていただきますので、配布資料をご覧ください。

はじめに、制定の内容では、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、町の情報公開に関する審査機関、個人情報の保護に関する審査機関及び議会の個人情報の保護に関する審査機関を設置するため、奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会を設置する必要があることから、審査会設置の条例を制定するものでございます。

本則といたしまして第 1 条から第 17 条を規定してございます。

第 1 条趣旨では、奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等についてを定めております。

第 2 条設置では、奥多摩町情報公開・個人情報保護審査会の設置に関することを規定し、なお、現行の審査会である奥多摩町情報公開審査会から名称を変更し、条例を制定するものでございます。

第 3 条定義では、第 1 号で諮問庁とは、奥多摩町情報公開条例において実施機関は議会を含む町の機関を言う。次の個人情報の保護に関する法律及び奥多摩町個人情報保護法施行条例において町の機関は議会は含まないことを規定し、次の奥多摩町議会の個人情報の保護に関する条例において町議会議長を規定し、第 2 号で町政情報は、情報公開条例に規定する町政情報を定め、第 3 号で保有個人情報とは、第 1 号の諮問庁が保有する個人情報を

定め、第4条所掌事項では、第1項で前項の諮問庁から情報公開及び個人情報の開示に関する調査審議の諮問に関することを規定し、第2項で町の情報公開制度や個人情報に関する審査会から諮問庁への建議に関することを規定し、次の2ページをご覧ください。第5条組織では、審査会は町長が委嘱する委員5人以内をもって組織し、なお、西多摩の市町村においても委員を5人以内と規定しております。

第6条委員では、第1項で現在の情報公開審査会の委員は、町の顧問弁護士のほか、自治会、人権擁護委員、保護司等の町の役職や町内の法人・企業に勤務し、業務で個人情報に携わる方に委員を務めていただいております。第2項で委員の任期は2年を規定し、なお、現在の情報公開審査会の委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっており、附則により新しい審査会につきましても委員の継続を予定しております。

第7条会長では、委員の中から会長及び会長職務代理者を選任することを規定し、第8条審査会の調査審議では、審査会の調査審議に関することを規定し、第9条審査会の調査権限では、第3条第1号に規定する諮問庁から、情報公開及び個人情報に関する調査審議の諮問を受けた際の審査会における調査権限を規定し、第10条意見の陳述等では、審査請求人または諮問庁（以下、「審査請求人等」と言う）から意見の陳述の機会に関することを規定し、第11条意見書等の提出では、審査請求人等からの意見書等の提出機会に関することを規定し、第12条提出資料の写しの送付等では、提出資料の写しの送付等を規定し、審査請求人または諮問庁から提出があった資料について、それぞれに資料を送付することを規定し、ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときは、その他正当な理由があるときはこの限りでないことを規定し、第13条審議手続の非公開では、個人情報が含まれる案件であることから、審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続については非公開とすることを規定し、第14条答申書の送付では、審査会が諮問庁に対し答申を行った際は、審査請求人に対し、答申書の写しを送付することを規定し、第15条個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議では、第9条から第11条において諮問庁への意見聴取並びに協力依頼に関することを規定し、第16条守秘義務では、審査会委員における守秘義務を規定し、次の3ページをご覧ください。第17条委任では、審査会の運用に関する規定を規則で定めております。

附則といたしまして、第1条施行期日では、この条例は、令和5年4月1日から個人情報保護法施行条例と合わせて施行し、第2条経過措置では、第1項で本則第5条及び第6条に規定する委員について、現在の情報公開審査会に委嘱された委員とみなし、任期につきましても引き継ぐこととし、第2項で令和5年3月31日までに現行の情報公開審査会へ

の諮問があった場合、4月1日以降は情報公開・個人情報保護審査会において調査審議をすることを規定し、第3項で条例の施行前の情報公開審査会委員または委員だった方についての守秘義務を規定しております。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第26号の質疑を行います。質疑はありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

ちょっと分からないので、説明をしていただきたいのが諮問庁の役割とか、立場とかというのは、どういう形になるのでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8番、小峰議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

諮問庁の役割、立場ですけど、諮問庁につきましては、あくまでも町の行政機関になりますので、開示請求が来たときに決定をする機関につきましては、まずはじめに役場の総務課になりますけれども、総務課の部分で決定、または不開示につきましては、その内容につきまして審査会のほうに諮問、または答申をするということになりますので、あくまでも諮問庁につきましては役場の部分になります。よろしいでしょうか。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第26号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第26号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第26号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査

についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申出がありましたので、お手元に配布の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第13 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第124条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配布の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあつては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

ここで中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

ここで本定例会の閉会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3月の3日から始まりました令和5年第1回定例会の閉会に当たりご挨拶を申し上げます。

条例の改正、町道路線の認定、指定管理者の指定、また、令和4年度の補正予算、そして、教育委員会委員人事のご承認をいただきました。ありがとうございました。

また、11名の議員皆様からは20の一般質問、施政方針につきましても3名の方からご質問をいただきました。コロナ感染症対策と5類移行後の対応をはじめ、医療、福祉、教育、環境、観光、財源確保への取組と今ある財産の活用、そして、事業の進捗状況など、多岐にわたり多くのご質問、ご提案、ご意見をいただきました。今後の行財政運営にしっかりと反映をしてまいります。

予算特別委員会では、伊藤委員長の下、令和5年度新年度の予算を可決承認していただ

きました。しっかりとスタートしてまいります。

次に、例年3月末で実施しております専決処分の内容につきまして3点お願いを申し上げます。

はじめに、令和4年度一般会計補正予算（第5号）について、主に都の市町村総合交付金の交付決定15億2,773万1,000円や今後、通知がある税、連動交付金額の確定並びに特別交付税の確定等に伴うもの、これは町独自の専決処分となります。

2つ目として、町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、主な内容は、1として、軽自動車税関係、グリーン化特例、電気自動車等を取得した場合における税率の軽減措置等について適用期限を3年延長するもの。2つ目として、固定資産税関係、負担軽減措置、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設するものなど、地方税法等の一部を改正する法律に伴うもので、国会の審議に伴うものであります。3つ目は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例、内容は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準額を改めるもの、地方税法等の一部を改正する法律に伴うもので、これも国会の審議に伴うものであります。

現在、通常国会が開催されているところであり、税制改正等に関する法律の審議が行われております。こちらも例年のこととはなりますが、法律が施行されれば4月1日から執行しなければなりませんので、その部分に関わります条例改正案の専決処分をさせていただきたいと考えております。

いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う予定であり、次回の議会で報告させていただくこととなります。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

また、庁舎建設整備事業に関する事項でございますが、先月2月28日から3月9日まで、庁舎建設基本計画案に対するパブリックコメントの募集を行いました。集計の結果でございますが、18名の方から52項目にわたる多くのご意見が寄せられました。町では、本日午後5時以降、これらのパブリックコメントに町のコメントを付して、町ホームページに掲載してまいりますので、議員皆様にお知らせをさせていただきます。

そして、明日17日の金曜日には、午後3時からと午後7時からの2回、いずれも福祉会館で住民説明会を開催いたしますので、合わせてよろしくをお願い申し上げます。

さて、コロナ感染対策ですが、これまでの住民皆様、議員皆様のご協力にまず感謝を申し上げます。昨日までに新たな感染者がなく、発症から全て1週間以上経過し、現在、町内の感染者はありません。

また、ワクチン接種についてですが、来年度は5月8日から高齢者の方をはじめとする

重症化リスクのある方を対象として接種開始となることから、町医師会の先生方をはじめ、町内医療機関、高齢者施設の医療従事者皆様のご協力をいただき、町職員も一体となって集団接種を再開し、希望される皆様が早期に安全に安心して接種できるよう2年前の初回接種、昨年の追加接種と同様に、接種体制を確保してまいります。

また、東京都のワクチンバスの派遣を受け、乳幼児、小児、さらには高齢者宅での訪問接種の機会を確保し、5類移行後も万一の感染時の重症化リスクを軽減できるよう接種を推進してまいります。

現段階で町内では収束傾向ではありますが、引き続き緊張感を持って対応してまいります。

議員皆様には、昨年に引き続きコロナ禍における議会運営にご理解を賜り、職員を代表して感謝を申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和5年第1回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議、大変ご苦労さまでした。

午前10時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員